鳥取県告示第55号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年3月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年2月5日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

- 1 申請のあった年月日 平成22年1月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なんぶSANチャンネル
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名野口 隆資
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 西伯郡南部町法勝寺377-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、南部町民が郷土に誇りを持ち、町の未来について積極的にまちづくりに参画していけるよう、 地域に根ざした番組の提供を通じて貢献することで地域の発展に寄与することを目的とする。